

(ミャンマー知財 PJ 仮訳)

ミャンマー連邦共和国政府

商業省

省令第 63/2020

ミャンマー暦 1382 年 5 月初旬 10 日

(西暦 : 2020 年 8 月 28 日)

先使用主義(First to Use System)から先願主義(First to File System)に移行する際、
順調に進められるように商標法第 93 条(a)項規定の商標所有者のため以下の命令を発する。

商標法に基づく登録申請に関する命令

1. 商標法第 93 条(a)項に規定される商標所有者とは、商標法施行前に契約書等登記所において登記された商標所有者と、登記されていないが、連邦内市場において実際に使用されている商標所有者をいう。
2. 上記第 1 条に記載される商標所有者は、商標法第 93 条(b)項規定の使用による優先権を取得希望の場合は、2020 年 10 月 1 日から始めて商標登録申請の受付を正式に開始する日までの期間に登録官に対して申請をしなければならない。その期間内に申請し、規定の料金を納入して、申請に関して必要とする基本要件が満たされた者は、商標登録申請の受付を正式に開始する日付を登録出願日(Filing Date)として認められることになる。
3. (a) 第一手段として商標所有者は、商標登録申請の代理業務サービスを提供している企業、会社及び法律事務所(Law Firm)を通して消費者局より定められた電子的手段で申請することができる。
(b) 第二手段として商標所有者は、自分で、または第一手段記載の代理業務認可所 holder を通して消費者局より定められた電子的手段で申請することができる。
(c) 上記(b)項の手段で申請した商標所有者は、(a)項の手段で申請した商標所有者と同じく商標法第 93 条(b)項規定の使用による優先権が享受でき、(a)項と(b)項両方とも登録出願日を同じく認められる。
4. 申請の際は、今度商標権出願する標章と、過去に契約書等登記所において登記した商標、または、市場で実際に使用している商標とは、同一でなければならないうえ、当該商標を使用する商品または役務も同一でなければならない。商品または役務をより増やして表示した場合でも、その増やした分のものは、検討対象外となる。

5. 商品または役務を表示する場合は、標章登録のため商品及び役務の国際分類(International Classification – Nice Classification)に基づいて、詳細に表示しなければならない。

6. 商標登録出願手続きを含むその料金の金額及び納入方法に関しては、商標法を施行させる命令が出される前に別途に告示する。

7. 過去に契約書等登記所で登記済みであること、または登記していないが、当該商標を連邦内市場で使用していたこと或いは現在に至るまで当該商標を自分一人だけが使用していることの事実として、下記のいずれかの資料などを立証書類として提出することができる。

- (a) 過去に契約書等登記所で登記された標章、
- (b) 契約書等登記所で登記された登記証書(正式複写)、
- (c) 新聞広告、または一般に告示したことの証明、
- (d) 連邦内の市場において実際に使用したことの証明、
- (e) 自分の商標を広告したことの証明、
- (f) 納税の領収書、または、経費に関する領収書
- (g) 申請人が、過去に契約書等登記所で登記した商標所有者でない場合は、商標所有者から譲渡した、または所有者名義を変更したことのような証明、
- (h) その他の証明

8. ミャンマーの商標法に基づく商標権を取得希望であるが、商標法第 93 条(a)項規定に該当しない標章所有者は、商標法施行後、商標登録出願が正式に開始した日から、規定された商標法、規則などに基づき出願することができる。

ミャンマー連邦共和国商業大臣
ドクター・タンミン

書類番号 : 11/2 -37/2020 (8)

発行日付 : 2020 年 8 月 28 日

配布リスト

大統領府

連邦内閣府

連邦国会事務局

国民議会(下院)事務局

民族議会(上院)事務局

連邦最高裁判所